



平成28年2月18日

各位

会社名 日本航空株式会社
代表者 代表取締役社長 植木 義晴
(コード: 9201 東証第1部)
問合せ先 財務部長 木藤 祐一郎
(TEL 03-5460-3068)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 当社は1999年度より執行役員制度を導入し、監督と執行の分離を図ってきたが、今般、あらためて、定款において執行役員の選任方法および役割を明確にする。
- (2) 最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、取締役だけでなく、執行役員からも社長を選定できるように変更する。
- (3) (2)に伴い、株主総会の招集者および議長を、予め取締役会の定めた代表取締役とする。
- (4) 専務および常務の役職は執行役員に付すものとし、専務取締役および常務取締役の役付取締役を廃止する。
- (5) 副会長、副社長を取締役に限定せずに選定できるように変更する。
- (6) 第34条の項番を整理する。

2. 変更の内容

変更の内容は次頁の通り。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	本年6月の株主総会開催日
定款変更の効力発生日	本年6月の株主総会開催日

以上

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(招集)</p> <p>第25条 当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、取締役会の決議に基づいて、<u>社長</u>がこれを招集する。</p> <p>2. <u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>(株主総会の議長)</p> <p>第26条 株主総会の議長は、<u>社長</u>がこれに当たる。</p> <p>2. <u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第34条 <u>取締役会の決議をもって、取締役の中から、会長、社長各1名、必要に応じて副会長、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定できる。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>3. <u>代表取締役は、各自会社を代表する。</u></p> <p>4. 社長は、取締役会の決議に基づき、会社の業務を統括し、これを執行する。</p> <p>5. 社長に事故があるとき又は社長が欠員のときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がその職務を代理し、又はその職務を行う。</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)~(4) (現行通り)</p> <p>2. <u>当社は、取締役会の決議により執行役員を選任し、会社の業務を委嘱して執行させることができる。</u></p> <p>(招集)</p> <p>第25条 当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3ヶ月以内に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、取締役会の決議に基づいて、<u>代表取締役のうちあらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集する。</u></p> <p>2. <u>前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</u></p> <p>(株主総会の議長)</p> <p>第26条 株主総会の議長は、<u>代表取締役のうちあらかじめ取締役会の定めた取締役がこれに当たる。</u></p> <p>2. <u>前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>(代表取締役及び役付役員)</p> <p>第34条 <u>取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役若干名を選定する。</u></p> <p>2. <u>代表取締役は、各自会社を代表する。</u></p> <p>3. <u>取締役会の決議をもって、取締役の中から、会長、社長各1名を選定できる。ただし、社長については、執行役員の中から選定することができる。</u></p> <p>4. (現行通り)</p> <p>5. 社長に事故があるとき又は社長が欠員のときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役もしくは執行役員がその職務を代理し、又はその職務を行う。</p> <p>6. <u>取締役会の決議をもって、必要に応じて副会長、副社長若干名を選定できる。</u></p>